

## 琉球銀行確定拠出年金専用定期預金(1年)

本商品は元本確保型の商品です

## 1. 基本的性格

自動継続定期預金です。

## 2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者(ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)

## 3. 預入期間

1年(満期日は預入日の1年後の応答日です。)

## 4. 商品提供機関

株式会社琉球銀行

## 5. 約定金利の決定方法

原則毎週最終営業日に新約定金利を決定し、翌週月曜日から日曜日まで適用します。  
ただし、市場金利の変化によって、週の途中で約定金利を変更する場合があります。

## 6. 適用金利

預入時の約定金利を満期日まで適用します。  
(固定金利)

## 7. 利払方法

満期日または中途解約時(一部解約を含みます)に一括して付利します。中間利払いはありません。

## 8. 利息の計算方法

1年単利の方法により計算します。  
付利単位を1円とし1年を365日として日割りで計算します。

## 9. 利息に対する課税

確定拠出年金では課税されません。

## 10. 満期日の取り扱い

満期日に利息を元本に組入れて同一の期間で自動継続いたします。なお、満期日前にやむを得ない事情により解約される場合には次の中途解約利率を適用し、元本と利息をお支払いいたします。

## 11. 中途解約時の取り扱い

満期日前にやむを得ない事情により解約する場合の利息は、預入日(継続している場合は最後の継続日。)から解約日の前日までの預入期間に応じた次の期限解約利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算され、元本とともに支払います。

- (1) 6ヵ月未満 解約日における普通預金利率
  - (2) 6ヵ月以上1年未満 約定利率 × 50%
- ただし、(2)の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

## 12. 一部解約の取り扱い

この預金については元本の一部について解約の取り扱いができます。

- (1) 一部解約をする場合、その利息は一部解約金額と、預入日から一部解約日の前日までの預入期間に応じた中途解約利率によって計算します。
- (2) 一部解約後の残金の利息は、預入日から満期日までの日数および残りの金額に適用される預入日の利率によって計算され、かつ満期日に元本に組み入れて自動継続の取り扱いとなります。

## 13. お申込単位

預入金額は1円以上1円単位です。

## 14. お申込み手数料

お申し込み手数料は必要ありません。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている運用の方法に係る情報の提供に資する商品説明資料として、当該運用商品の商品提供金融機関である株式会社琉球銀行が作成した資料をもとに作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。

■今後、内容については変更される場合があります。

## 琉球銀行DC定期(1年)

本商品は元本確保型の商品です

## 15.持分の計算方法

加入者の個人別持ち分は記録関連運営管理機関により計算・管理されております。

本商品の加入者等毎の持ち分についての計算は元本によるものとします。

## 16.セーフティーネットの有無

本商品は預金保険制度の対象であり、取り扱いについては以下のとおりとなります。

- (1) 当座預金や利息のつかない普通預金は「決済用預金」として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは、1金融機関につき預金者1人あたり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。
- (2) 決済用預金とは、「無利息・要求払い・決済サービスを提供できる」という3つの条件を満たすものです。

なお、金融機関名義の預金は、2002年4月以降は預金保険制度の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして預金保険制度の保護の対象としております。ただし、株式会社琉球銀行に本商品以外の預金があるときは、その預金を優先し、本商品と合計で元本1,000万円とその利息が保護の範囲となります。

## 17.利益の見込みおよび損失の可能性

解約の申し出のない限り、預入日から1年後の満期日に約定金利で計算した利息を元金に組入れて、自動継続します。

また、預入期間の途中で解約（一部解約を含みます）した場合でも、所定の中途解約利率により計算した利息と元金をお支払いします。

商品提供金融機関（琉球銀行）の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元金および利息については保護されないおそれがあります。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている運用の方法に係る情報の提供に資する商品説明資料として、当該運用商品の商品提供金融機関である株式会社琉球銀行が作成した資料をもとに作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。

■今後、内容については変更される場合があります。